



## 特定事業所集中減算に係る届出の提出方法について

### イ 特定事業所集中減算に係る計算結果が一つでも80%を超えていた場合

紹介率が80%を超えたサービスが一つでもあった場合、正当な理由の有無に関係なく所管の福祉相談センターへ「特定事業所集中減算届出書」及び80%を超えたサービスの「[参考様式]特定事業所集中減算届出書に係る計算書」を**郵送**で届け出てください。

なお、80%を超えるサービスがなかった場合も、「特定事業所集中減算届出書」及び各サービスの「計算書」は事業所で5年間保管してください。

### ロ 新規に減算となる場合又は減算でなくなる場合

新規に減算となる場合又は減算でなくなる場合は、イの必要書類に加えて「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を添付して郵送で提出してください。

### ハ 紹介率最高法人の事業所が各サービスごとに3事業所以上の場合

紹介率最高法人の事業所が各サービスごとに3事業所以上の場合、イの必要書類に加えて「同一法人事業所一覧」も添付してください。

### ニ 正当な理由を届け出る場合

正当な理由の範囲に該当する計画がある場合は、イの必要書類に加えて「正当な理由の範囲」を添付してください。ただし、「正当な理由の範囲」のうち⑤・⑥・⑦・⑧・⑨の理由を届け出る場合は、さらに以下の書類が必要となります。

- ⑤…「計算で除外するケアプラン等の写し」  
「利用者が事業所を希望したことがわかる書類」  
「地域ケア会議等でケアプランについて支援内容の意見・助言を受けていることがわかる書類」
- ⑥⑨…「正当な理由の範囲に係る事業所一覧」
- ⑦⑧…「正当な理由の範囲に係る事業所一覧」  
「計算で除外するケアプラン等の写し」